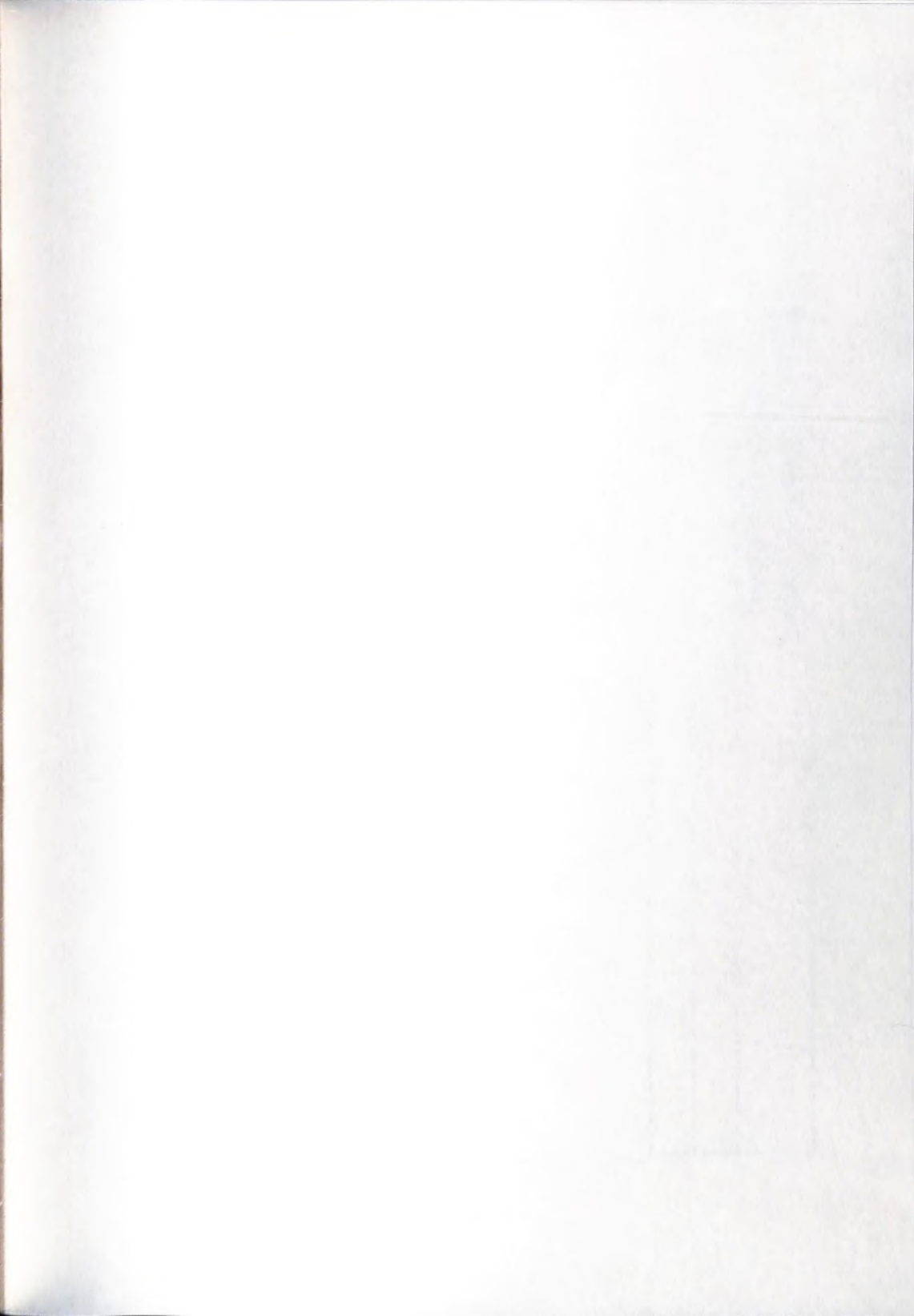


資

料



学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	
第二章 総長（第四条—第十条）	
第三章 役員及び顧問（第十一条—第二十四条）	
第四章 理事会（第二十五条—第二十七条）	
第五章 評議員会（第二十八条—第三十九条）	
第六章 商議員会（第四十条）	
第七章 資産及び会計（第四十一条—第四十七条）	
第八章 収益事業（第四十八条—第四十九条）	
第九章 基本規定（寄附行為）の変更（第五十条）	
第十章 合併及び解散（第五十一条—第五十二条）	
第十一章 公告（第五十三条）	
附則	

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 学校

ア 中央大学

大学院 法学研究科・経済学研究科・

商学研究科・理工学研究科・

文学研究科・総合政策研究科・

国際会計研究科（専門職大学）

院)・法務研究科(専門職大学院)・法科大学院)・公共政策研究科

策研究科

法学部 法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部 経済学科・経済情報システム学科・国際経済学科・公共・環境経済学科

学科・国際経済学科・公共・環境経済学科

環境経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

国際経済学科

商学部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科

貿易学科・金融学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

貿易学科

理工学部 数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学

科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学

子情報通信工学科・応用化学

科・経営システム工学科・情報

工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科

密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科

学科・応用化学科・経営システム工学科

テム工学科

文学部 文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科・人文社会学科

会学科・教育学科・人文社会学科

学科

文学部二部 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化

学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

- 2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

- 第四条 この法人に総長を置く。

- 2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

- 3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

- 第五条 総長は、総長選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、理事会が選任する。

(選考委員会の構成)

- 第六条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 学長・研究所長及び高等学校長

- 二 学部長及び各学部教授会で互選した者各二人

- 三 大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で互選した者各二人

- 四 理事会で互選した者五人

- 五 評議員会で互選した者若干人

- 六 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

- 2 前項第五号に定める委員の員数は、第四号の員数と合算して第一号、第二号、第三号及び第六号の員数の合計と同数とする。

(選考委員会の議事)

- 第七条 選考委員会は、理事長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

- 3 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

- 4 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第八条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第九条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第十条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一 理事 二十人以上二十四人以内

二 監事 二人又は三人

3 第十二条第一項第一号の理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわ

らず、理事の定数は、十九人以上二十三人以内とする。

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一 総長、学長、学部長及び事務局長

二 大学院研究科長で互選した者一人

三 評議員その他の者十人以上十四人以内

2 前項第三号の理事は、理事選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、第一項第三号の理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

5 第一項第二号の理事の互選について必要な事項は、別に定める。

6 第一項第三号の理事には、その選任の際、この法人の役員又は教職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(選考委員会の構成)

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 総長

二 学長

三 各学部長及び各大学院研究科長

四 大学院研究科委員長で互選した者二人

五 研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）で

互選した者一人

六 高等学校長で互選した者一人

七 評議員会議長・副議長

八 中央大学学員会会長

九 評議員会で互選した者十四人（この法人の専任

教職員を除く。）

十 事務局長

(理事候補者の推薦等)

第十四条 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦

については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

6 前項の場合において、理事候補者の選考の際に、出席委員の三分の二以上の多数により決定することができないときは、委員総数の過半数により決定すること。ただし、委員総数の過半数により決定することができないときは、相対多数により決定することができる。

(理事長)

第十六条 理事長は、第十二条第一項第三号の理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長とが兼ねる場合は、この限りでない。

- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

- 第十七条 理事会は、第十二条第一項第三号の理事のうちから常任理事若干人を選任する。

(監事の選任)

- 第十八条 監事は、理事会が選出した候補者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員又は教職員と兼ねることができない。

- 3 第一項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

- 4 理事会は、監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

- 第十九条 役員(第十二条第一項第一号及び第二号の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役

員の残任期間とする。

- 2 役員(第十二条第一項第一号及び第二号の理事を除く。)は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

- 3 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会における理事総数の四分の三以上の議決及び評議員 会における出席評議員の三分の二以上の議決をもって、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定(寄附行為)に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 4 前項の役員が、第十二条第一項第一号又は第二号の理事であるときは、解任の審議に当たって、当該理事の選出又は選任機関(学部長又は研究科長については、当該理事の所属する教授会)の意見を求め

なければならない。

(理事長及び理事の職務権限)

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

3 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

(理事長の職務委任)

第二十一条 理事長は、理事会の承認を得て、第四条第二項に規定する事項について総長たる理事に委任することができる。

2 理事長は、理事会の承認を得て、この法人の設置する大学に関する事項について学長たる理事に委任することができる。

3 理事長は、理事会の承認を得て、特定の事項について常任理事に委任することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

(監事の職務権限)

第二十三条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(顧問)

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第四章 理事会

(理事会)

- 第二十五条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

- 2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

- 3 大学院研究科長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）、情報環境整備センター所長、保健センター所長、入試・広報センター所長、研究開発機構長、国際交流センター所長及び高等学校長は、

必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

- 第二十六条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。
- 3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

- 4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

- 第二十七条 理事会は、この法人の一切の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

- 2 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることが

できる。

3 理事会において決定した基本方針に基づき、教務事項の具体的施策に関して決定し、又は理事会に付議する事項について事前協議するため、教務役員会を置くことができる。

4 教務役員会に関する規則は、別に定める。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十八条 この法人に評議員会を置き、百五十人以上の評議員をもって組織する。

(評議員の選任区分等)

第二十九条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一 理事長、総長及び学長

二 学部長及び大学院研究科長

三 高等学校長

四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者四十七人以内

五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選

任された者八十七人以内

六 学識経験者その他の者から選任された者若干人
2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教職員である者を含まない。

3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業生

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

5 第一項第四号から第六号までの評議員（以下「選

任評議員」という。)が、同項第一号、第二号又は第三号に定める職に就いたときは、選任評議員の地位を失うものとする。

(評議員の選任)

第三十条 選任評議員は、評議員選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

(選考委員会の構成)

第三十一条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 理事会で互選した者三人
- 二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各一人

三 大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で選任した専任教授各一人

四 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者

二人

五 評議員会議長・副議長

六 選任評議員で互選した者十六人

2 前項第六号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十二条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第三十三条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(評議員の任期)

第三十四条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 評議員（第二十九条第一項第一号又は第二号に規定する者で、かつ、理事を兼ねる者を除く。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会における評議員総数の三分の二以上の議決をもって、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定（寄附行為）に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

5 前項の評議員が、第二十九条第一項第二号又は第三号に規定する者であるときは、解任の審議に当たつて、当該評議員の選出又は選任機関の意見を求めなければならない。

（議長及び副議長）

第三十五条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（会議）

第三十六条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）、情報環境整備センター所長、保健センター所長、入試・広報センター所長、研究開発機構長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

7 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

（議決事項等）

第三十七条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に關する事項

二 事業計画

三 基本規定（寄附行為）の変更

四 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

五 合併

六 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

七 残余財産の処分に關する事項

2 理事長は、毎会計年度終了後二カ月以内に、当該年度の事業の実績を評議員会に報告し、その意見を聞かなければならない。

3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

（委員会）

第三十八条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

（名誉評議員）

第三十九条 この法人に功績顕著であつた者を名誉評

議員に委嘱することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項については、別に定める。

第六章 商議員会

(商議員会)

第四十条 この法人に商議員会を置く。

- 2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

- 3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第七章 資産及び会計

(資産)

第四十一条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第四十二条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

- 2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第四十三条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第四十四条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、

評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第四十五条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、第二十三条第三号に定める監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置等）

第四十六条 この法人は、毎会計年度終了後二カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第二十三条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならない。

（会計年度）

第四十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 収益事業

（種類）

第四十八条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十九条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第九章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第五十条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章 合併及び解散

(議決の方法)

第五十一条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十一章 公告

(公告)

第五十三条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け
た日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け
た日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附則(規程第四百二十六号)

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

た日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第一千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第一千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第一千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第一千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第一千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第一千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百十一号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項

第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百四十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第二項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるの

は「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二人以上については、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。

ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数

学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科・経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千七百十四号）

平成十一年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百九十八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（規程第千八百三号）

(施行期日)

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する文学部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科については、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 文学部一部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千八百一号）

平成十三年十二月二十日所轄庁の認可を受けたこの

基本規定（寄附行為）は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百四十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成十五年十一月二十七日）から施行する。
ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一
項第一号に規定する法務研究科（専門職大学院・法
科大学院）については、平成十六年四月一日から施
行する。

附 則（規程第二千三十四号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受
けた日（平成十六年八月二十四日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の基本規定（寄附行為）第十一条、第十二
条、第十六条及び第十九条の規定は、平成十七年五

月二十六日以降の役員について適用し、平成十七年
五月二十五日以前の役員については、なお従前の例
による。

3 改正後の基本規定（寄附行為）第十三条及び第十
四条の規定は、平成十七年五月二十六日以降に就任
する役員の選任について適用し、この基本規定（寄
附行為）の施行前に就任した役員の補欠選任につい
ては、なお従前の例による。

4 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十七
年五月二十五日までの間は、改正後の基本規定（寄
附行為）第二十五条の規定にかかわらず、学部長は、
必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、
その所管事項について意見を述べることができる。

附 則（規程第二千三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十七年四月一日
から施行する。

附 則（規程第二千八十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受

けた日（平成十七年五月二日）から施行する。

（理事の選任に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する理事及び平成十七年五月二十六日に就任する理事については、その任期中、この基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則（規程第二千百十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成十七年九月三十日）から施行する。

附 則（規程第二千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十八年四月一日
から施行する。

附 則（規程第二千百五十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成十八年七月二十一日）から施行する。

附 則（規程第二千百四十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、平成十九年四月一
日から施行する。

（経過措置）

2 経済学部産業経済学科及び公共経済学科は、改正
後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規
定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該学
科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの
間、存続するものとする。

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内

三 常任幹事 二十人以上二十五人以内

四 幹事 八十人以上百人以内

五 会計監事 四人又は五人

六 協議員 七百人以上八百人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、

現任役員残任期間とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認めら

れる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は六十歳以上とし、任期は六年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は六年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに學員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、

委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財

団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員

会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下

「会費」という)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三

月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならぬ。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条件第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

- 7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならぬ。

(昭和五十八年度の会計年度)

- 8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。